

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を円滑に採用することができるよう職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）において条例により定めるものとされる退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 監査委員の事務局の職員の旅費等について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 議会の事務局の職員の旅費等について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第5号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第6号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第7号）

- 1 一般金融市場における金利の水準を勘案し、工業用水道事業に係る水道料金の支払を受ける権利に係る延滞金の利率を引き下げするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第8号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第9号）

- 1 国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して扶養手当を見直す等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第10号）

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。